

〈雑纂〉

令和四年度 仏教文化研究所活動報告

【第一回 運営委員会】

日時 令和四年四月十四日（木）十二時二十分～十二時四十七分

場所 一号館二階 第一会議室

議題

一、審議事項

- ① 令和四年度鶴見大学仏教文化研究所所員について
- ② 令和四年度鶴見大学仏教文化研究所運営委員について
- ③ 令和四年度事業計画について
- ④ 令和四年度公開シンポジウム開催について
- ⑤ 令和四年度の運営委員会開催日程について

二、報告事項

- ① 令和四年度予算について
- ② 令和三年度決算について
- ③ 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十七号の刊行・配布について
- ④ 令和三年度仏教文化研究所共同研究成果報告書『瑩山禅師『伝光録』——諸本の翻刻と比較（八）』の

刊行・配布について

⑤その他

【公開シンポジウム】

日時 令和四年六月十一日(木)午後一時三十分～午後五時

開催形式 対面開催およびオンライン開催 (Zoom Video Webinar を利用)

会場 鶴見大学学生会館地下メインホール

協力 鶴見ヶ丘学術協力委員会

テーマ 「總持寺祖院史料の有用性とその可能性をめぐって」

講師・演題

(基調講演)

圭室文雄先生(明治大学名誉教授)「文化三年(一八〇六)總持寺大火について」

田中洋平先生(淑徳大学人文学部准教授)「總持寺祖院蔵の宝永年間の本末帳と地域史史料」

(提題)

秋津秀彰先生(曹洞宗総合研究センター常任研究員)「總持寺祖院史料による研究の可能性——三法幢地の

問題を事例として」

武井慎悟(鶴見大学仏教文化研究所特任研究員)「近世曹洞宗における勅願所について」

(※公開シンポジウムの記録は本紀要に掲載)

【第二回 運営委員会】

日時 令和四年六月十六日(木) 十二時二十分～十二時四十分

場所 一号館二階 第一会議室

議題

一、審議事項

①客員研究員の採用について

②仏教文化研究所デジタルアーカイブについて

③『仏教文化研究所紀要』28号の原稿募集と編集予定について

④図書購入計画について

二、報告事項

①公開シンポジウムの開催について

②その他

【学術調査】

日時 令和四年九月十二日(月)～十四日(水)

場所 大本山總持寺祖院(石川県輪島市)

参加者 尾崎正善・武井慎悟・小島裕子・永見達也・秋津秀彰・宮崎展昌

調査対象 總持寺祖院文書のうち、主に「能州公用留」についての調査・撮影

【第三回 運営委員会（臨時メール会議）】

日 時 令和四年九月二十四日（木）十時六分～九月二十九日（木）十三時

形 式 メール会議

議 題

一、審議事項

- ① 仏教文化研究所研究生の再任について

【第四回 運営委員会】

日 時 令和四年十一月十日（木）午後十二時二十分～十二時四十二分

場 所 一号館二階 第一会議室

議 題

一、審議事項

- ① 運営委員選任について
- ② 令和五年度仏教文化研究所事業計画について
- ③ 令和五年度仏教文化研究所予算について
- ④ 令和五年度鶴見ヶ丘学術協力委員会事業計画について
- ⑤ 令和五年度仏教文化研究所總持寺教学研究部門（鶴見ヶ丘学術協力委員会）予算について

二、報告事項

① 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第28号の編集進捗状況について

② 令和四年度 鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書『瑩山禪師『伝光録』——諸本の翻刻と比較(九)』の編集進捗状況について

③ 鶴見ヶ丘学術協力委員会の活動について

④ 令和四年度研究例会の開催について

⑤ その他

【学術調査】

日時 令和四年十一月三十日(水)～十二月一日(木)

場所 可睡齋(静岡県袋井市)

参加者 武井慎悟

調査対象 可睡齋所蔵文書のうち、主に『伝光録』などに関する予備調査

【研究例会】

日時 令和四年十二月二十二日(木) 十六時三十分～十八時

会場および形式 仏教文化研究所共同研究室(六号館二階)およびオンライン配信

発表者および発表題目

鈴木一馨(兼任研究員・本学文学部文化財学科准教授)

「東アジアの風水文化」

【第五回 運営委員会】

日 時 令和四年一月十九日（木）十二時二十分～十二時三十分

場 所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議 題

一、審議事項

① 令和五年度仏教文化研究所所員について

② 令和五年度公開シンポジウムの開催について

二、報告事項

① 令和三年度研究会の開催報告

② 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十八号の編集進捗状況について

③ 令和四年度 鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書『瑩山禪師『伝光録』——諸本の翻刻と比

較（九）』の編集進捗状況について

④ その他

【所内研究会の開催報告】

〈仏教教育部門研究会〉

令和三年十二月三日（金）

令和四年一月十四日（金）、二月十八日（金）、三月十一日（金）、四月十五日（金）、五月十日（火）、六月八日

(火)、七月二十日(金)、八月十八日(火)、九月二十日(火)、十月二十五日(火)、十一月二十九日(火)、十二月二十日(火)

【補遺】令和三年度 仏教文化研究所活動報告

【学術調査】

日時 令和四年二月二十一日(月)～二月二十二日(火)

場所 普濟寺・天林寺(静岡県浜松市)

参加者 尾崎正善・武井慎悟・永見達也・横山龍顕

調査対象 天林寺所蔵『伝光録』の調査・撮影

令和四年度 仏教文化研究所概要

〔所在地〕〒二三〇―八五〇一 神奈川県横浜市鶴見区鶴見二―一―三 鶴見大学内

Tel. 〇四五―五八〇―八一九三 Fax 〇四五―五八一―二三九一

〔所 長〕 中根 正賢 学長

〔副 所 長〕 橋本 弘道 短期大学部保育科教授

〔専任研究員〕 宮崎 展昌 仏教文化研究所准教授

〔顧 問〕 木村 清孝 本学元学長・東京大学名誉教授

納富 常天 本学元副学長・大本山總持寺宝物殿元館長

柳澤 慧二 本学元学長・名誉教授

〔兼任研究員〕 緒方 啓介 文学部文化財学科教授

小林 恭治 文学部文化財学科教授

宗墓 秀明 文学部文化財学科教授

星野 玲子 文学部文化財学科教授

矢島 律子 文学部文化財学科教授

近藤 祐介 文学部文化財学科准教授

鈴木 一馨 文学部文化財学科准教授

田中 和彦 文学部文化財学科准教授

〔客員研究員〕

| | |
|-------|--------------------|
| 西澤美穂子 | 文学部文化財学科准教授 |
| 万波 寿子 | 文学部ドキュメンテーション学科講師 |
| 佐藤 慶太 | 公共医科学研究センター長 |
| 木口恵美子 | 短期大学部保育科准教授 |
| 関根 透 | 本学名誉教授 |
| 永田 勝久 | 本学名誉教授 |
| 田口 暢穂 | 本学名誉教授 |
| 河野真知郎 | 本学名誉教授 |
| 石田 千尋 | 本学名誉教授 |
| 山田 吉郎 | 本学名所教授 |
| 小池 富雄 | 公益財団法人静嘉堂文庫美術館学芸部長 |
| 岩橋 春樹 | 大本山總持寺宝蔵館元館長 |
| 尾崎 正善 | 文学部・歯学部非常勤講師 |
| 池田 道浩 | 文学部・歯学部非常勤講師 |
| 室瀬 祐 | 文学部非常勤講師 |
| 佐藤 達全 | 育英短期大学名誉教授 |
| 矢島 道彦 | 本学短大部元教授 |
| 斎藤 明 | 国際仏教学大学院大学教授 |
| 蓑輪 顕量 | 東京大学大学院教授 |

高橋 晃一

東京大学大学院准教授

古瀬 珠水

東京外国語大学非常勤講師

横山 龍顯

愛知学院大学専任講師

秋津 秀彰

曹洞宗総合研究センター常任研究員

〔特任研究員〕

小島 裕子

武井 慎悟

〔研究生〕

永見 達也

福島 治樹

鶴見大学仏教文化研究所規程

平成7年4月1日

制定

(設置)

第1条 鶴見大学（鶴見大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、本学の建学の精神に則り、日本における仏教の思想・文化・芸術及びその関連領域に関する研究を推進すると共に、国際的学術交流を積極的に行い、学術の発展に寄与することを目的とする。

(研究内容等)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 建学の精神の具現化及びその方法等の研究
- (2) 宗教学等の教授内容としての諸宗教の比較、仏教教理、曹洞宗学及び日本文化に及ぼした仏教の研究等の基本的研究

(3) 瑩山禪師・峨山禪師の伝記及び思想を中心とした總持寺教学等の研究

(4) 鶴見大学大学院文学研究科との共同研究及び他の研究機関との学際的研究

(5) 研究会、講演会及び公開講座等の開催

(6) 研究所の調査及び研究の成果並びに共同研究の成果、講演等の発表のための紀要類の刊行

(7) その他研究所の目的を達成するために必要と認める研究等

(運営委員会等)

第4条 研究所に、前条に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見大学仏教文化研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 研究所に、特に前条第3項に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見ヶ丘学術協力委員会(以下「協力委員会」という。)を置く。

3 運営委員会及び協力委員会については、別に定める。

(研究部門)

第5条 研究所に、前条に定める研究内容に応じて次の4研究部門を置く。

(1) 仏教学研究部門

(2) 仏教教育研究部門

(3) 仏教文化財研究部門

(4) 總持寺教学研究部門

(構成)

第6条 研究所は、次の者をもって構成する。

(1) 所長

(2) 副所長

(3) 所員

(4) 特別顧問

(5) 顧問

(所長)

第7条 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

2 所長は、学長をもって充てる。

(副所長)

第8条 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 副所長は専任研究員又は兼任研究員のうちから、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申し、学長の推薦により理事長が任命する。

3 副所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長が欠けたときの後任所長の任期は、前任者の残任期間とする。

(所員)

第9条 研究所の所員は、次の者とする。

(1) 主任研究員

(2) 専任研究員

(3) 兼任研究員

(4) 客員研究員

(5) 特任研究員

(6) 研究生

(主任研究員)

第10条 主任研究員は、所長の命をうけ、所属するものを指揮して業務を分掌する。

- 2 主任研究員は、専任研究員または兼任研究員のうちから、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申し、学長の推薦により理事長が任命する。

(専任研究員)

第11条 専任研究員は、研究所に所属する本学の専任教員で、その目的に応じて、専ら調査及び研究に従事する。

- 2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第12条 兼任研究員は、本学の専任教員で、研究所の目的に応じて、調査及び研究に従事する。

- 2 兼任研究員の選考は、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。
- 3 兼任研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 兼任研究員には、給与を支給しない。

(客員研究員)

第13条 客員研究員は、本学専任教員以外の者で、研究所の目的に応じて、調査及び研究に従事する。

- 2 客員研究員の選考は、運営委員会の協議を経て、所長が当該候補者を学長に上申する。
- 3 客員研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 客員研究員の処遇等については、別に定める。

(特任研究員)

第14条 特任研究員は、本学専任教員以外の者で、特に第3条第3号に関する調査及び研究に従事する。

2 特任研究員の任用については、別に定める。

(研究生)

第15条 研究生は、本学専任教員以外の者で、研究所の目的に応じて、調査及び研究の支援に従事する。

2 研究生の任用については、別に定める。

(特別顧問)

第16条 特別顧問は、本学専任教員以外の者で、研究所の企画・運営に関する重要事項の協議に加わり、その活動を援助するとともに、調査及び研究に参画する。

2 特別顧問は、所長の要請に基づき、学長が委嘱する。

3 特別顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別顧問の処遇等については、別に定める。

(顧問)

第17条 研究所に、必要な助言を与え事業の円滑な運営を図るため、若干人の顧問を置くことができる。

2 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問と本学との間には、雇用関係は生じないこととする。

(経費)

第18条 研究所の経費は、本学の年間研究費予算及び寄附金等をもってこれに充てる。

(事務局)

第19条 仏教文化研究所は、教育研究支援センター事務局教育研究支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成30年10月1日から施行する。

附
則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附
則

この改正規程は、令和3年7月1日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所運営委員会規程

平成23年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第4条第3項の規定に基づき、鶴見大学仏教文化研究所運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 所長
 - (2) 副所長
 - (3) 主任研究員
 - (4) 専任研究員
 - (5) 兼任研究員
 - (6) その他所長が必要と認めた者
- 2 委員会の委員長は、所長とする。
 - 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副所長がこれを代行する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が議長となり、原則として年4回開催する。ただし、議長が必要と認めた場合は、開催することができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議事項)

第4条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 鶴見大学仏教文化研究所規程第3条に規定する研究内容等の企画、実施に関すること。
- (2) 鶴見大学仏教文化研究所規程第9条に規定する所員の選考及び処遇に関すること。
- (3) 学内の教育・宗教行事への協力に関すること。
- (4) 年間業務計画及び予算に関すること。
- (5) 鶴見大学仏教文化研究所に係る諸規程に関すること。
- (6) その他鶴見大学仏教文化研究所の業務に必要なこと。

(事務処理)

第5条 委員会は、教育研究支援センター事務部教育研究支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附
則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附
則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附
則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附
則

この改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

鶴見ヶ丘学術協力委員会規程

平成30年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第4条第3項の規定に基づき、鶴見ヶ丘学術協力委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 大本山總持寺(以下「大本山」という。)の監院の職にある者
 - (2) 大本山の役寮の職にある者のうちから、大本山の貫首が推薦した者 若干名
 - (3) 大本山の設置する宝蔵館嫡々庵の館長
 - (4) 鶴見大学仏教文化研究所の所員 6人程度
 - (5) 学識経験者 10人程度
- 2 委員のうち1人を委員長とし、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第3条 委員(前条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が議長となり、原則として年2回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、開催することができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議事項)

第5条 委員会は、次の事項について協議する。

(1) 鶴見大学仏教文化研究所規程第3条第3号に規定する研究内容等の企画、実施に関すること。

(2) 鶴見大学仏教文化研究所規程第9条第5号及び第6号に規定する所員(特任研究員及び研究生)の選考及び処遇に関すること。

(3) 年間業務計画及び予算に関すること。

(4) 鶴見大学仏教文化研究所運営委員会との協力に関すること。

(事務処理)

第6条 委員会は、教育研究支援事務部教育研究支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成30年10月1日から施行する。

附
則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附
則

この改正規程は、令和3年7月1日から施行する。

令和四年度 仏教文化研究所購入図書および資料

- 東隆眞監修・『洞谷記』研究会編『現代語訳瑩山禪師『洞谷記』』東京：春秋社、二〇二一年
- 岡島秀隆『対話哲学としての道元思想』京都：法藏館、二〇二一年
- 康昊『中世の禅宗と日元交流』東京：吉川弘文館、二〇二一年
- 田島毓堂『正法眼蔵の国語学的研究』魁冊、東京：右文書院、二〇二一年
- 川本慎自『中世禅宗の儒学学習と科学知識』京都：思文閣出版、二〇二一年
- 日本佛教学会編『仏教事典』東京：丸善出版、二〇二一年
- 斎藤明ほか編『仏典解題事典』第三版、東京：春秋社、二〇二〇年
- 漢字文献情報処理研究会編『デジタル時代の中国学リファレンスマニュアル』東京：好文出版、二〇二一年
- 上島享・吉田一彦編『世界のなかの日本宗教』（日本宗教史 二）東京：吉川弘文館、二〇二二年
- 大本山永平寺大遠忌局文化事業専門部会出版委員会編『道元禪師研究論集——道元禪師七百五十回大遠忌記念出版』
福井県永平寺町：大本山永平寺、二〇二二年
- Rolf Giebel Transl. *The Mahayana sutra of previous lives and contemplation of the mind-ground* (Taishō volume 3, number 159)
(BDK English Tripiaka), BDK America, 2021.
- Jeffrey Koiyk Transl. *Analysis of the middle and extremes* (Taishō volume 31, number 1600); Bhikkhu Anālayo Transl. *The scripture on the Monk Nāgasaṅga: a Chinese counterpart to the Mūlindapañha* (Taishō volume 32, number 1670B), (BDK English Tripiaka), BDK America, 2021.

- 曹洞宗宗務庁出版部編著『曹洞宗寺院住所録』令和三年版、東京・曹洞宗宗務庁、二〇二二年
- 瀧谷琢宗撰『總持開山太祖略傳』東京・曹洞宗務局、一八七九年
- 中山喜一郎・福岡市美術館編『仙厓——その生涯と芸術』(福岡市美術館叢書 二)、福岡市美術館協会、一九九二年
- 律宗戒学院編『凝然教学の形成と展開——唐招提寺第二十八世凝然大徳御忌記念』京都・法藏館、二〇二二年
- 長谷岡一也『華嚴経入法界品梵藏漢对照索引』京都・法藏館、二〇二〇年
- 藤田宏達訳『梵文和訳無量寿経・阿弥陀経』新訂版、京都・法藏館、二〇一五年
- 船山徹『六朝隋唐仏教展開史』京都・法藏館、二〇一九年
- 壬生泰紀『初期無量寿経の研究』京都・法藏館、二〇二二年
- 池見澄隆編著『冥蹟論——日本人の精神史』京都・法藏館、二〇二一年
- 大久保良峻『天台教学と本覚思想』増訂、京都・法藏館、二〇二二年
- 及川真介訳『仏の述べたことば註(如是語経註)——イティヴツタカ・アツタカタ』東京・春秋社、二〇二二年
- 上田靈城編著『浄厳和尚伝記史料集』東京・東方出版、二〇二一年
- 宮家準『現代語訳修験道聖典——『役君形生記』『修験指南鈔』『修験修要秘決集』』東京・春秋社、二〇二二年
- 李乃琦『一切経音義古写本の研究』東京・汲古書院、二〇二二年
- 高橋尚夫・西野翠訳『梵文和訳維摩経』東京・春秋社、二〇一一年
- 横超慧日『中國佛教の研究』第一、第二、第三(オンデマンド版)京都・法藏館、二〇一八年
- 桂紹隆・五島清隆『龍樹『根本中頌』を読む』東京・春秋社、二〇一六年
- 苺米一志『日本史を学ぶための古文書・古記録訓読法』東京・吉川弘文館、二〇一五年
- 田中洋平『近世地方寺院経営史の研究』東京・吉川弘文館、二〇一九年・

榎本涉・亀山隆彦・米田真理子編『中世禪の知』京都・臨川書店、二〇二一年

深谷幸治『中近世の地域と村落・寺社』東京・吉川弘文館、二〇二〇年

井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(オンデマンド版)東京・吉川弘文館、二〇二一年

高橋尚夫編著『維摩経ノート』(全5冊)東京・ノンブル社、二〇一七―二〇一九年

羽溪了諦『西域之佛教』法林館、一九一四年

藤田宏達『原始浄土思想の研究』東京・岩波書店、一九七〇年

吉田一彦編『神仏融合の東アジア史』名古屋大学出版会、二〇二二年

渡辺章悟・高橋尚夫編『般若心経註釈集成』インド・チベット編、中国・日本編、千葉県浦安市・起心書房、二〇一

六―二〇一八年

宮内庁正倉院事務所編『宮内庁正倉院事務所所蔵 聖語藏経卷』乙種写経三、丸善雄松堂

間瀬久美子『近世朝廷の権威と寺社・民衆』東京・吉川弘文館、二〇二二年

鳳潭校正『金光明最勝王経』十卷、中野宗左衛門

『大金光明最勝王経略縁起』『大金光明最勝王経供養行軌』藤屋彌兵衛

『大金光明最勝王経供養行軌』薬師寺、一八三八(天保九)年

『金光明最勝王経』十卷、中野宗左衛門

大泉宗純等編『無邊光照禪師遺録』一九四一年

『總持兩祖行術録』一六九一(元禄四)年

『称名寺寄託金沢文庫古文書整理目録』

『金沢文庫古書目録未定稿』

鶴見大学仏教文化研究所紀要編集規程

- 一 鶴見大学仏教文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）を作成するにあたり、鶴見大学仏教文化研究所紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。
- 2 編集委員会の委員は、所長が任命した主任研究員、専任研究員を含めた鶴見大学仏教文化研究所運営委員（以下「運営委員」という。）六名程度で構成する。
- 3 編集委員長は、原則として主任研究員とする。
- 4 紀要の監修、編集は、専任研究員が担当する。
- 二 紀要は、原則として縦書き一頁を縦五十二字×横十九行、横書き一頁を横三十三字×縦三十行とし、総頁数を二五〇頁以内とする。
 - 2 公開講演会・シンポジウムの内容についての掲載は、五十頁程度とする。
 - 3 論文投稿に際しては、四〇頁以内（三九六〇〇字以内）とし、論文投稿者は、四名〜五名以内とする。
 - （1）論文投稿希望者は、九月末日までに編集委員長に対し、所定の用紙に、論題及び文字数を記入し申請する。
 - （2）編集委員会は、論文投稿希望者から提出された申請を基に、頁数調整を行い、掲載の可否について十月末日までに論文投稿希望者に通知する。
 - （3）論文投稿者は、十一月末日までに論文を提出する。
 - （4）原稿は、原則としてテキストファイルにて提出する。なお、手書き原稿を提出する場合、テキストファイ

4 ルに変換する費用は、論文投稿者が全額負担する。
編集委員会は、年度内に紀要を発行する。

附 則

この規程は、平成三十一四月二十日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所紀要投稿規程

- 一 鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）は、鶴見大学（以下「大学」という。）及び鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究又は教育に従事する者の研究業績を内外に発表することを目的とする。
- 二 紀要に投稿できる者は、原則として、大学及び短期大学部において研究又は教育に従事する者及びこれと共同で研究に従事する者と、仏教文化研究所主催による公開講演会・シンポジウムの講師とする。
- 三 投稿される論文は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本紀要に投稿できない。但し、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。
- 四 投稿する者は、紀要刊行内規で定められた投稿要領に従って原稿を作成する。
- 五 本紀要に掲載された論文の公衆送信権は、鶴見大学に属する。

附 則

この規程は、平成十八年四月二十日から施行する。